



## 風邪のはなし

みなさんこんにちは。今回は最も身近な病気の一つ「風邪」についてお話させていただきます。「風邪」とは医学用語で「ウイルス性急性上気道炎」といいます。つまり、ウイルスによる急性の上気道（鼻や喉）の炎症の事を指します。原因ウイルスは様々ですが、一般的にウイルスに感染すると広範囲に炎症が波及します。したがって、鼻汁・鼻閉・咳・痰・咽頭痛など多様な症状がでます。炎症が広範囲に広がるため、症状が左右どちらかに片寄る事はありません。特効薬はなく、抗生剤は無効です。薬は症状を多少和らげますが、治療期間は短縮されないといわれます。どこの病院で出される薬も大差ありません。

時間経過上、一般的に「炎症」は良くなるか悪くなるかのいずれかです。かすかな違和感をもって始まり、徐々に悪化し、ピークを向かえ、徐々に改善します。風邪の場合、発症から日単位で悪化し、概ね3・4日でピークを向かえ、1週間程で良くなります。「いい日や悪い日がある」・「症状がいつも一定」という場合、風邪の可能性は下がります。「発症当日や翌日既に改善傾向」、これも炎症の経過として改善するのが早く風邪ではありません。「症状が5・6日たってもひたすら悪化傾向」、「1週間を超えて症状が長引く」、これらは風邪でない可能性があり注意が必要です。より詳しい検査が必要となります。

また、治りかけてきた頃に再度症状が悪化する場合も注意が必要です。「鼻・喉」は「耳・副鼻腔・肺」とつながっています。風邪による粘膜の浮腫みや痰でこれらとの交通部分が塞がれると、塞がれた密閉空間を母地に細菌が繁殖します。そうすると、風邪が治りかけてきた頃に「中耳炎・副鼻腔炎（蓄膿症）・肺炎」を発症します。病院受診が必要です。

風邪は薬を飲まなくても大部分は自然に良くなります。しかし、上記のような場合は風邪でない可能性が高いため、病院受診の参考としていただけたら幸いです。

## 住民福祉課から

### 重度心身障がい者の医療費を助成します

心身に重度の障がいがある方が、保健医療機関などで診療を受けた際に医療費の自己負担分の一部・高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金を助成します。（所得制限などの要件があります）

◇助成対象者 身体障害者手帳1級、2級および3級（3級は心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能障害に限る）愛護（療育）手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。

※65歳以上で新規に障害者手帳を所持された方は対象となりません。

◇所得制限 本人および扶養義務者の所得によります。

◇助成制限 平成16年10月以前から重度心身障害者医療費助成を受けていた方で、現在、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は世帯全員が住民税非課税の方のみ対象となります。

申請用紙は住民福祉課 福祉・健康づくり部門に用意してあります。現在助成を受けている方も更新が必要です。

◇提出期限 9月25日(木)までに住民福祉課 福祉・健康づくり部門に提出してください。

提出する期間が過ぎて申請された場合は、申請されたその月からの助成となりますので、ご了承ください。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門 担当：葛野